

BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）評価業務料金表（2025.04.01～）

——令和7年4月1日以後に、新規に申請するものから適用——

I 評価料金

1 住宅

建築物の一部又は全部の用途が住宅の場合は、当該部分について以下のとおりとします。

（税込金額 単位：円）

建て方形式	分 類	料 金
一戸建ての住宅	下記以外の場合	55,000
	一次エネルギー消費量、外皮性能についての審査が省略できる場合（注1）	33,000
共同住宅等	下記以外の場合 基本料金＋戸当たり料金	基本料金 55,000＋ 5,500×対象住宅戸数
	一次エネルギー消費量、外皮性能についての審査が省略できる場合（注1）	基本料金 33,000＋ 3,300×対象住宅戸数

注1）建築物エネルギー消費性能適合判定等（建築物エネルギー消費性能適合判定、設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、フラット35S適合証明（省エネルギー性））の申請書類等を活用し、審査を省略することができる場合。ただし、建築物エネルギー消費性能適合判定等と異なるエネルギー消費性能による場合は一般料金とします。

注2）共同住宅の場合で、1住戸単位で申請する場合は、上表にかかわらず、一戸建ての住宅の欄の金額を適用します。

注3）共同住宅の場合で、共用部分の評価を申請する場合は、1,100円（一次エネルギー消費量についての審査が省略できる場合は660円）×住戸数を共用部分の評価料金とします。

2 非住宅

(1) 建築物の一部又は全部の用途がホテル等、病院等、集会所等、及びこれらを含む複合用途の場合は、当該部分について以下のとおりとします。

（税込金額 単位：円）

評価 手法	対象床面積							
	300㎡ 未満	300㎡ 以上 500㎡ 未満	500㎡ 以上 2,000㎡ 未満	2,000㎡ 以上 5,000㎡ 未満	5,000㎡ 以上 10,000㎡ 未満	10,000㎡ 以上 20,000㎡ 未満	20,000㎡ 以上 50,000㎡ 未満	50,000㎡ 以上
標準 入力法	229,900	278,300	326,700	375,100	435,600	496,100	677,600	919,600
主要室 入力法								
モデル 建物法	121,000	145,200	169,400	193,600	229,900	302,500	375,100	496,100

注）建築物エネルギー消費性能適合判定等の申請書類等を活用し、審査を省略することができる場合の料金は、上表の審査料金に0.5を乗じた額とします。

- (2) 建築物の一部又は全部の用途が(1)以外の非住宅の場合は、当該部分について以下のとおりとします。
ただし、用途が工場等である特定建築物にあつては、() 書きの金額とします。

(税込金額 単位：円)

評価 手法	対象床面積							
	300 m ² 未満	300 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 20,000 m ² 未満	20,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	50,000 m ² 以上
標準 入力法	108,900	157,300	205,700	254,100	314,600	375,100	435,600	617,100
主要室 入力法	(84,700)	(121,000)	(157,300)	(193,600)	(242,000)	(290,400)	(338,800)	(423,500)
モデル 建物法	84,700 (48,400)	108,900 (72,600)	133,100 (96,800)	157,300 (121,000)	193,600 (145,200)	229,900 (169,400)	254,100 (193,600)	314,600 (242,000)

注) 建築物エネルギー消費性能適合判定等の申請書類等を活用し、審査を省略することができる場合の料金は、上表の審査料金に 0.5 を乗じた額とします。

- 改修前後の BEI 等の値を評価する場合は、
1 (住宅)又は2 (非住宅)の評価料金に 1.5 を乗じた額とします。
- 当協会から BELS 評価書を交付された建築物の計画を変更する場合は、
1 (住宅)又は2 (非住宅)の評価料金に 0.5 を乗じた額とします。
ただし、計算手法の変更については、本項を適用せず、新たな依頼とみなして料金を適用します。
- 複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の場合は、
住宅部分に係る料金及び非住宅部分に係る料金を合算した料金とします。
- 住棟・住戸ごとの BELS 評価書作成料金は、棟・戸当たり 550 円とします。
- 住棟・住戸ごとの省エネ性能ラベル作成料金は、棟・戸当たり 330 円とします。
- 再エネ設備の容量を表示する場合は、棟・戸当たり 330 円を加算します。
- 建物名称、建物の所在地、申請者の氏名・所在地、竣工時期の変更等、
再計算を要しない変更に係る料金は、棟・戸当たり 1,100 円とします。

II その他の料金

BELS 評価書の再交付及びプレート等の交付を行う場合は、それぞれ以下の料金とします。

- BELS 評価書の再交付料金は、1 通につき 5,500 円とします。
- プレート等の料金は、事務手続きの料金として1申請当たり 2,200 円とし、その他制作に要する費用は実費相当額（消費税額を含みます）とします。

III 別途協議

この規程に定めのない事項又は特別な事情によりこの規程に定める判定料金等が適当ではないと協会が判断した場合においては、協会と申請者との協議により定める額とします。

この料金表は、令和 7 年 4 月 1 日から適用します。

令和 7 年 3 月 31 日以前に当協会に申請受付された建築物に対するその後の変更申請の評価料金の適用については、改正前の料金表を適用します。